

介護保険料

【65歳以上で市民税非課税世帯の方の介護保険料を軽減】

問合せ先 市高齢介護課介護保険グループ

65歳以上の方の介護保険料は、市が3年ごとに見直しを行っており、平成30年に令和2年度までの保険料を定めました。10月に消費税率が10%に引き上げられることに伴い、65歳以上で市民税非課税世帯（所得段階第1～3段階）の方の保険料を次のとおり軽減します。

なお、今年度の保険料額は、7月に通知します。

所得段階	対象となる方		平成30年度 年額保険料 (軽減前)	令和元年度保険料(軽減後)	
				年額保険料	保険料の計算 (基準額:5,300円)
第1段階	生活保護の受給者		28,600円	23,800円	基準額×0.375 ×12カ月
	世帯全員 が市民税 非課税で	老齢福祉年金の受給者			
		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第2段階	世帯全員 が市民税 非課税で	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	47,700円	39,700円	基準額×0.625 ×12カ月
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方			

※所得段階第4～9段階の方の保険料は、変更ありません。

新たな軽減

保険料の軽減

後期高齢者医療保険料

【保険料の軽減割合変更と範囲の拡大】

問合せ先 市国保医療助成課医療助成グループ

- 均等割の軽減割合が変わります

世帯の所得に応じて、均等割の軽減を行っていますが、次のとおり軽減割合が変わります。

該当世帯	軽減割合と年額保険料	
	平成30年度	令和元年度
同じ世帯の被保険者と世帯主の所得金額の合計が33万円以下で、被保険者全員の年金収入が80万円以下	軽減割合 9割 年額保険料 5,020円	軽減割合 8割 年額保険料 10,041円

- 均等割軽減の範囲を拡大します

軽減割合5割・2割に該当する世帯を次のとおり見直します。

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	
	平成30年度	令和元年度
5割軽減	33万円+(27万5千円×世帯の被保険者数)	33万円+(28万円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(50万円×世帯の被保険者数)	33万円+(51万円×世帯の被保険者数)

※8.5割軽減に関する変更はありません。

軽減割合などの変更